京都市交通局管理規程第17号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 葛西 宗久

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1予算担当課の課長等及び予算担当事業所の所長共通の項中第7号を次のように改める。

(7) 単価契約済みの契約に関すること。

別表第2次長の項第4号中「第5条による許可及び同規則」を削る。

同表企画総務部長の項中第20号の次に次の2号を加える。

- (21) 通学定期券発売学校の指定に関すること。
- (22) 定期券の払戻し及び書換手数料の減免に関すること。

同表自動車部長の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

同表同項中第9号を削り、第10号を第8号とする。

同表企画課長の項に次の3号を加える。

- (2) 通学定期券発売学校の学外実習先の指定に関すること。
- (3) 乗車券の調製に関すること。
- (4) 不用乗車券及び原紙の廃棄に関すること。

同表財務課長の項中第 10 号を削り, 第 11 号を第 10 号とし, 第 12 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

同表営業課長(自動車部)の項中第3号から第5号を削り,第6号を第3号とする。 同表営業課長(高速鉄道部)の項を削る。 同表運輸課長(高速鉄道部)の項中第3号を削り,第4号を第3号とする。 同表施設課長の項を技術監理課長の項とする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)